

平成24年 3月29日

## 後援名義使用承認申請先の変更について

北海道教育庁上川教育局教育支援課

日頃より上川管内の教育の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

平成24年4月に、北海道教育委員会が所管している文化・スポーツに関する事務を知事部局へ移管することとなりました。

業務移管に伴い、これまで当局に提出いただいていた文化・スポーツに関する事業（学校に関するものを除く）に係る後援名義の使用承認に関する業務につきましては、上川総合振興局が所管することとなりますので、下記の担当窓口に申請いただきますようお願いいたします。

なお、社会教育に関する事業につきましては、従来どおり北海道教育庁上川教育局において後援名義の使用承認を行いますので申し添えます。

### 記

#### 1. 文化・スポーツに関する事業（学校に関するものを除く）

##### (1) 文化に関する事業

主に音楽、美術、舞台などの芸術鑑賞事業等をいいます。

##### (2) スポーツに関する事業

スポーツに係る大会や教室等を開催する事業等をいいます。

#### 申請・お問合せ先

〒079-8610

旭川市永山6条19丁目1

上川総合振興局 保健環境部環境生活課 道民生活係

Tel :0166-46-5919 (ダイヤルイン) Fax :0166-46-5206

#### 2. 社会教育に関する事業

##### (1) 社会教育に関する事業

家庭教育のほか、青少年の健全育成等の青少年教育や男女共同参画等の女性教育、老人大学等の高齢者教育に関する事業、PTA等の社会教育関係団体が実施する事業をいいます。

##### (2) 文化・スポーツに関する事業（学校に関するもの）

小学生や中学生等を対象とした文化行事やスポーツ大会等、教諭を対象とした研修会等の事業をいいます。

#### 申請・お問合せ先

〒079-8610

旭川市永山6条19丁目1

北海道教育庁 上川教育局教育支援課 主査（社会教育）

Tel :0166-46-4948 (ダイヤルイン) Fax :0166-46-5242